

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、一般財団法人ロートこどもみらい財団（以下「本財団」という。）の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第2条（理事会の種類）

1. 理事会は、定時理事会と臨時理事会とする。
2. 定時理事会は、事業年度毎に8月もしくは9月、11月もしくは12月の年2回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

第3条（理事会の構成）

理事会は、すべての理事をもって組織する。

第2章 理事会の招集

第4条（招集の手続）

1. 理事会は代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。
2. 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。
3. 第2条第3項第2号による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、第2条第3項に準じて理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

第5条（招集の通知）

1. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
2. 前項の招集通知は、書面による通知の発出に代えて、理事、監事に承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
3. 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

第6条（理事会の議長）

1. 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、互選により他の理事がこれに当たる。
2. 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事がこれに当たるものとする。

第7条（定足数）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

第8条（理事会の決議方法）

1. 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
2. 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

第9条（報告の省略）

1. 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
2. 前項の規定は、第16条第1項の規定による報告には適用しない。

第10条（監事の出席）

監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

第11条（関係者の出席）

理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

第12条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって別表に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名また記名押印しなければならない。

第13条（議事録の配布）

議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

第4章 理事会の権限

第14条（権限）

理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに業務執行理事の選定及び解職を行う。

第15条（決議事項）

理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 代表理事並びに業務執行理事の選任・解任
- ハ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ヌ 事業報告書とその附属明細書の承認
- ル 決算関連書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及びそれらの附属明細書）の承認
- ヲ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ 基本財産の指定、維持及び処分
- ロ 選考委員の選任
- ハ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 下記の規則の制定、変更及び廃止
 - ①理事会運営規程
 - ②選考委員会運営規程

③理事職務権限規程

④その他必要な事項の規程

- 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ハ 重要な事業その他の争訟の処理
- ニ その他理事会が必要と認める事項

第16条（報告事項）

1. 代表理事並びに業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
2. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第5章 事務局

第17条（事務局）

理事会の運営には代表理事及び業務執行理事並びに職員が業務に当たる。

第6章 雑則

（改廃）

第18条

この規則の改廃は理事会の決議による。